

# 21 世紀のアファーマティブ・アクション

## —平等を求めるアメリカ高等教育—

國 枝 マ リ

- 
1. はじめに
  2. 平等とエクセレンス
  3. アファーマティブ・アクション
    - (1) 人種差別の克服
    - (2) 高等教育機関の対応
  4. 三つの転換点
    - (1) カリフォルニア大学理事会 vs バッキー裁判 (1978 年)
    - (2) ホップウッド vs テキサス州裁判 (1996 年)
    - (3) グラッター vs ボリンジャー (ミシガン大学) 裁判 (2003 年)
  5. マイノリティへのインパクト
  6. おわりに

### 1. はじめに

2008 年の大統領選挙でアメリカ社会は新しい時代に踏み込んだように見える。民主党代表選挙の過程ではアメリカ史上はじめてといわれる白人女性候補者クリントンと黒人男性候補者オバマとの決戦となり、当初優勢と言われたクリントン候補をおさえてオバマ候補が勝ち残り、勢いをそのままにについては大統領選挙でも勝利をおさめたのである。アメリカの歴史を振り返ってみると、ヨーロッパ人が移住してくる以前から住んでいたネイティブの人々以外は別の大陸から渡ってきた人々がつくりあげてきた国である。ただし、自分の意志で望んで渡ってきたわけではなく、主にアフリカ大陸から奴隷として連れてこられた人々の存在がさまざまな困難を引き起こしてきた。アフリカ系アメリカ人（黒人）をめぐる人種問題として注目を集め、公民権運動を経て自由と平等を人種の隔てなく共有しようとして法的、制度的基盤が徐々に整備されてきた。その意味で、前回の大統領選挙で黒人男性候補者が選出されたというの

は画期的な出来事といえる。

いずれの側面から見ても不利な状況におかれてきた黒人が国家の代表として国民の支持を獲得するのに必要な条件をあげるのは容易なことではない。本稿ではなかでも文化的側面である教育分野、とくに高等教育を受けることで社会階層の上昇を援助する制度として採用されたアファーマティブ・アクションがどれだけの役割を果たしてきたかということを考察し、21 世紀のゆくえを探る。

### 2. 平等とエクセレンス

出身地は異なってもアメリカという新天地を目指して母国を後にした人々はみな、アメリカには自由で平等な社会を夢見てきた。いずれも階層の階段をひたすらのぼり、やがて誰もがのぼりつめて「丸太小屋から大統領に」なることもできる社会であることを求めている。しかし現実には厳しい。そのひとつに根深い人種問題がある。努力しても越えられない壁の存在に気づいて、それを正

す方法が長年にわたって模索されてきた。なかでも階層の壁を超えるためのひとつの手段として教育はつねに議論されてきている。

初期には白人の子どもと同様に黒人の子どもたちにも教育機会を保障するために黒人専用の公立学校が設置された。これは「分離すれども平等」という思想のもとに実施されたが、両者の間には施設設備や教材、教師の質、教育内容に歴然とした差があるのも事実であり、次第にそれが調査研究報告<sup>1</sup>で指摘されるようになった。主に地域の財源で学校運営費を賄っているアメリカでは、居住地域による貧富の差が学校教育の質の差となってあらわれる。そのため、経済的貧困層を形成する黒人が子どもたちによりよい教育を与えることは容易ではないのである。とくに優秀な黒人の子どもであっても、より質の高い白人の学校で学ぶことについては白人社会からの抵抗が大きかった。一例としては1957年のアーカンソー州の事件があげられる。

南部のアーカンソー州リトルロック市では教育委員会の推薦により優秀な黒人男女9名を近隣の白人高校（セントラル高校）に通学させようとした。ところが、白人生徒の保護者をはじめ市民がこれに猛反対し暴動にまで発展したのである。暴動をおさえるために州兵が出動して黒人をけん制したが、合衆国憲法で認められている権利が侵されているというので時の大統領アイゼンハワーがアーカンソー州知事フォーブスと直接対決し、やがて連邦軍さえ派遣し、黒人生徒の白人学校への編入学がやっと実現したのである。

高校だけではなく大学レベルにおいても、白人大学への黒人学生の入学をめぐる混乱が起こった。黒人専用設置された大学で受けられる教育には専攻分野や教育内容において限界があった。そのため、1962年にミシシッピ大学入学を希望したメレディス等、あえて白人大学入学を目指した学生も、その扉をこじあけるのは容易ではなかった。高等教育機関で質の高い教育を受け、それをもって社会に出て、親の世代には考えられなかった形での社会参加をする。それによってより高い経済力を次世代に引き継ぎ、正のスパイラルに乗って社会的「平等」を実現しようという動きで

ある。

アメリカで常に平等とあわせて論じられるのがエクセレンス（卓越）である。白人と同様にいわゆるマイノリティにも教育機会を広げ、経済的、政治的、社会的地位を保証する努力がなされてきたが、その一方で、そのような教育機会の拡大が教育の質の低下をもたらしたという批判がある。これが大きく取り上げられたのが、教育関係者のみならず広く国民の注目を集めた教育大臣諮問委員会による答申、*A Nation at Risk*（危機に立つ国家、1983年）<sup>2</sup>である。例えばより多くの人が高校卒業資格をもって社会に出られるようにし、また大学入学も可能にしようとした結果として、高校教育および大学教育のレベルが下がり、国家としての人材育成に問題を引き起こしたことも否めない。

確かにアメリカは平等とエクセレンスをともに実現したいとしながらも、時によりいずれかを重点的に推進してきた。1957年にソ連が人類初の人工衛星スプートニク号打ち上げに成功すると、アメリカは宇宙開発における敗北を認めさらに挽回するためとくに理系教育の強化を中心としたエクセレンスの追求に走った。その後、その行き過ぎを反省して英才教育よりもむしろマイノリティにも平等に教育を広めようとする時代が続く。それを受けて提出された1983年の答申「危機に立つ国家」では、平等に重点を置きすぎたために教育の質がなおざりにされ、国家の力まで損なわれていることを憂いており、人々に危機感を共有し行動することを求めたのである。

高等教育が特定のグループの人々、とりわけ白人男性に独占されている時代には、まさにエクセレンスを追求することで将来のリーダーを育成する場が大学であった。ところが教育のすそ野がひろがるにつれて高等教育でも大衆化が進んだ。それにより、マイノリティにも高等教育を受ける機会を拡大してより高いレベルでの社会貢献ができるように、それを後押しする法律や制度が必要だと考えられるようになった。それが、アフーマティブ・アクションである。この試みが高等教育に新しい刺激を与えることになり、以下にみるように、今日もその延長線上を試行錯誤しながら歩

<sup>1</sup> 代表的なものは「コールマン報告」（1966年）。

<sup>2</sup> 1983年に諮問委員会から教育大臣に提出された答申。当時アメリカにおける教育の質の低下と経済的競争力の弱体化を関連づけて問題の指摘と解決法を求めたもので、大きな衝撃を与えた。

んでいるのである。

### 3. アファーマティブ・アクション

#### (1) 人種差別の克服

歴史的にも不利な状況に置かれ続けてきた黒人を中心とした人種問題において一定の成果として評価されるのが1964年に成立した公民権法である。その第6編では「合衆国におけるいかなる人も、人種、皮膚の色、出身国を理由に、連邦政府の財政援助を受けているプログラムあるいは活動への参加を排除されたり、その利益に与ることを拒否されたり、差別されたりしてはならない」<sup>3</sup>とし、第7編では平等な雇用の機会について定めている。

しかし、この法律上の権利を与えるだけでは、実効性という視点から見ると不十分であり、むしろ何らかの積極的な措置、すなわちアファーマティブ・アクションをとることが必要であるという考えが広がった。アファーマティブ・アクションではマイノリティ<sup>4</sup>に対して雇用や大学入学に際して積極的に平等な機会を与えることを意図している。しかしもう一方では、アファーマティブ・アクションにより特定の人種あるいはグループが有利に扱われることは、アメリカが長年にわたって求めてきた「平等」と「公正」という視点から見ると必ずしも正しいことではないという議論があったのも事実である。とはいうものの、黒人を中心とした人種差別に抵抗する暴動が全米に広がる中で、次第に支持を集めるようになった。このようにアファーマティブ・アクションという概念は、40年以上にわたる歴史を持っている。

#### (2) 高等教育機関の対応

高等教育機関では教職員の雇用のみならず大学の入学者選抜という側面でもマイノリティに対して状況を改善するために積極的な努力が求められた。前述のとおり高等教育機関の役割として次世代のための指導的人材育成が期待されているし、事実そのような人材を輩出してきた。とりわけ私立大学は各分野での主要な専門家を独占的に送り出してきたが、卒業生数では州立大学には及ばな

い。また、主要私立大学は地域的に偏りがあるが、州立大学はその名の通り各州で重要な位置を占めている。それら私立および州立大学に入学するのが歴史的に黒人にとって容易ではないことに注目し、そこに制度としての優遇策を導入しようというのである。

入学者のうちでもマイノリティ学生数の増加を目的として、多くの大学が採用したのがクォータ制、つまり定員の一定数を黒人はじめマイノリティ枠として確保するという方式であった。一般枠ではすべての人種・グループの志願者を対象として同一基準で選考し、そのうえで一般枠での合格ラインに達しなかったマイノリティのうちから合格者を選抜するというものである。これにより、それぞれの学部あるいは大学院として従来方式では入学させられなかったマイノリティに大学入学機会を拡大することで過去の償いをしようということと、大学として学生集団の多様化をはかって将来の指導者に在学中からよりバランスのとれた人種感覚を養うことが社会全体に貢献することになることを期待したのである。

しかし、このようなマイノリティ優遇策は、逆にそれによる差別を生むことも否めない。とりわけ従来独占的に大学教育の効用を享受してきた白人（男性）はマイノリティのために一定数が確保された結果として、自分たちの入学機会が失われて不利になるというので是正を求めて裁判に持ち込むことも起こったのである。最高裁判所が判断を下したこともあり、それがアファーマティブ・アクションの方向を定めてきたといえる。なかでもその後の大きな道標となったのが1978年のカリフォルニア大学理事会 vs バッキーの裁判であり、第2の道標は1996年のホップウッド vs テキサス州の裁判、第3の道標は2003年のグラッター vs ボリンジャー（ミシガン大学）の裁判であり、以下にその動きを分析する。

### 4. 三つの転換点

#### (1) カリフォルニア大学理事会 vs バッキー裁判(1978年)

カリフォルニア州立大学デイビス校医学部の入

<sup>3</sup> 大下、有賀、志屯、平野編『史料が語るアメリカ』有斐閣、2001年、p. 228。

<sup>4</sup> マイノリティとは人種問題が論じ始められたころにはもっぱら黒人（アフリカ系）を指していたが、やがてヒスパニック系を、さらに女性も含められるようになった。

学者選抜において不合格とされた白人男性志願者、アラン・バックキー(Allan Bakke)がその結果を不服とした。法的には合衆国憲法修正第14条(平等条項)および公民権法第6編(人種、肌の色、出身国による差別の禁止)に違反しているという訴訟をまずカリフォルニア州裁判所におこしたのである。

日本の大学入試と異なり、アメリカの入学者選抜では入試の成績のみによる判定をするのではなく、大学進学適性試験(SAT等)の成績、高校時代の学業成績(GPA)、学業以外の活動、関係者による推薦状等、多面的に審査して決定に至る。バックキーは、その審査過程で不当に人種差別が導入され、自分の入学機会が阻害されたと主張したのである。

公民権法第6編の規定に沿って、黒人をはじめとするマイノリティに対する差別を解消しようとアファーマティブ・アクションに取り組んできたことは前述のとおりであるが、バックキーはその考え方に真っ向から対抗している。しかし、バックキーが不合格とされたのがもっぱらアファーマティブ・アクションが原因かといえば議論の余地はある。バックキーの背景にある諸条件をみると次のようになる。

- ・ 訴訟をおこした1974年現在で33歳の白人男性
- ・ ミネソタ大学で学士号(機械工学)取得
- ・ 1963年から1967年の4年間、海兵隊将校としてベトナム戦争に参戦、除隊
- ・ NASAで6年間勤務
- ・ カリフォルニア州立大学デイビス校医学部に出席するが2年連続で不合格

一方、当時のカリフォルニア州立大学デイビス校医学部では、大学の方針にそって定員100名のうち16名はマイノリティ枠として入学者選抜をしていた。判断が困難な点は、マイノリティ枠がなければバックキーが果たして合格したか、また特別入学制度そのものが合憲であるかという2点であった。

州の裁判所はこの判断に苦慮した。カリフォルニア州最高裁判所は特別入学制度が違憲であることを認めた上で、その制度がなくてもバックキーが

入学できなかったということを大学が証明することを求めたが、その証明が不十分であるとしてバックキーの入学を命じた。しかし、その命令についてはさらに合衆国最高裁判所の判断を仰ぐことになった。この問題は大きな反響を呼び、まさに世論を二分したのである。

合衆国最高裁判所は審理の結果1978年に判決を出したが、これが玉虫色のものであった。判事9人は、バックキーの入学を5対4で認めたが、同時に5対4で大学が入学者選抜に人種を考慮に入れることは認める、しかし従来的一般枠とマイノリティ枠を設定することは廃止するようという判決を下したのである。ではどうしたらよいか。クォータを定めることについては禁止されたわけだが、人種に配慮するにはどのような方法があるのか。そこで改善の一例として提示されたものがハーバード大学の実践である。ハーバード大学では入学者選抜方針のひとつとして多様性の尊重を掲げ、入学志願者の出身地域、才能、経済力、人種・民族的な多様化を意図している。すなわち「学生のタイプとカテゴリーの分布状況」に注意を払いつつ、学生集団の多様性の追及を心掛けたという<sup>5</sup>。

このように合衆国最高裁判所によってバックキーに対する判決が出されて以後、高等教育機関における入学者選抜の方法として、マイノリティ枠は設けないが、単に人種に注目するのではなくさまざまな視点から入学者の多様性を追求するようになる。しかし、この基準はそもそも「玉虫色」といわれたとおり相変わらずさまざまな議論を払しょくできないまま、やがてあらたな挑戦を受けることになるのである。

## (2) ホップウッド vs テキサス州裁判(1996年)

バックキー裁判後の重要なケースがホップウッド他の裁判である。アメリカでは法曹界への入り口として優秀な学生を集めるのが法科大学院(ロースクール)である。このケースでは、テキサス州立大学法科大学院の入学者審査で不合格とされた白人4人による訴訟である。従来法科大学院は、圧倒的に白人学生によって占められていた。黒人学生の入学を長く拒んできたテキサス州立大学法科大学院にも次第に風穴があげられるようにはなったが、1971年の時点で定員500人のうち黒人は

<sup>5</sup> 今村令子『永遠の「双子の目標」』東信堂、1990年、p.18。

ひとりもおらず、メキシコ系アメリカ人がわずか5人いたにすぎない。この状況を問題視して圧力がかかり、1980年代中ごろになってやっと15%をマイノリティが占めるようになった<sup>6</sup>。ホップウッド他による訴訟はこのような状況の下でおこされたのである。

原告の4人（白人女性ホップウッド、以下白人男性エリオット、カーヴェル、ロジャース）のうちでも最も注目を集めたホップウッドの背景は以下のとおりである。

#### ホップウッド (Cheryl Hopwood)

- ・ コミュニティー・カレッジを経て1988年にカリフォルニア州立大学サクラメント校で学士号（会計学）を取得した公認会計士
- ・ テキサス・インデックス (TI)<sup>7</sup> は199点
- ・ GPAが他のマイノリティ志願者よりランクの低い大学のもの
- ・ 面接での応答が不十分であると評価
- ・ 推薦状および自己申告書の添付なし

これに対し1992年当時、テキサス州立大学法科大学院では次の方式で入学者選抜を行っていた。

- ・ テキサス・インデックス (TI) という学業成績中心の基準をGPAとLSATから算出
- ・ まずTIで志願者を合格、中間、不合格のゾーンに分ける
- ・ 合格ゾーン、不合格ゾーンは原則としてそれぞれ合格、不合格とする
- ・ 中間ゾーンは全員を2グループに分けて審査する
  - ①メキシコ系・アフリカ系グループ (TI: 189点以上合格、179点以下不合格)
  - ②白人・その他のマイノリティ (TI: 199点以上合格、192点以下不合格)
- ・ メキシコ系・アフリカ系グループ審査のための特別小委員会を設ける<sup>8</sup>

この裁判ではとくに人種によって異なった合格・不合格基準を設けていたことと、特定の人種

のために特別の審査委員会を設けていたことの2点が問題となった。大学は訴訟を受けて、判決が出る前にこの2点は廃止し、別途メキシコ系およびアフリカ系学生の割合を一定以上にするという目標を設定した。4人の訴えを審理した裁判所が1994年に出した判決は次のとおりである。まず、4人が平等に扱われるべき権利を阻害されたということを確認した。原告の合格は命令しないが、無料で再受験できるようにと命令した。入学者選抜方式はすでに是正されていたので言及していない。この判決を不服とした原告の控訴を受けて、連邦控訴裁判所は審理の結果、基本的に地方裁判所の判決に同意した。すなわち、今後、テキサス州立大学法科大学院は入学者選抜にあたり「人種」をその要素のひとつとして扱ってはならないとしたのである。これは「バックキー判決を無効とする」という異例なことを意味し、そのような決定には合衆国最高裁判所による審理が必要であったが、最高裁判所は審理を拒否した。つまり、バックキー裁判以後、最高裁判所は判断を示していないのである。それにもかかわらず、控訴裁判所の判決として人種を考慮に入れた入学者選抜は行えないとされたことが、以後の高等教育機関全体に大きな影響を与えることになる。

バックキー裁判以降カリフォルニア州立大学では早くから新たなマイノリティの優遇策に取り組んだ。その結果1984年から1994年の10年間に、学生の人種構成の多様化がかなりすすんだのである。例えば、カリフォルニア州立大学全体では白人の割合が70%から49%に減少し、アジア系は16%から29%に、ヒスパニック系は7%から13%に増加し、黒人には変化がみられなかった<sup>9</sup>。ところが1995年にはいってカリフォルニア州では高等教育機関で実施されてきたアファーマティブ・アクションは不平等というべきではないかという議論がおこり、7月にはついに人種や性を考慮した優遇策、すなわちアファーマティブ・アクションを廃止することを決定し、大学院では1997年に、学部では1998年春実施となった。

この決定に対しては、マイノリティの優遇措置推進派団体のみならずクリントン大統領も危機感

<sup>6</sup> Albert H. Kauffman and Roger Gonzalez, "The Hopwood Case: What It Says and What It Doesn't," Mildred Garcia, ed., *Affirmative Action's Testament of Hope*, Albany: State University of New York Press, 1997, pp. 232-233.

<sup>7</sup> GPAとLSATから算出した学業成績を中心としたテキサス州立大学独自の指標。

<sup>8</sup> Kauffman and Gonzalez, op.cit., pp. 233-234.

<sup>9</sup> *New York Times*, July 21, 1995.

を募らせ、アフーマティブ・アクションを廃止する場合には政府補助金の見直しをも示唆した。大統領が共和党出身であるか民主党出身であるかによってアフーマティブ・アクションに対する姿勢は大きく異なる。民主党はアフーマティブ・アクションを支持し、保守的な共和党はこれを阻止しようとした。これは、大統領が直接働きかける場合もあれば、大統領の影響力が反映される最高裁判所判事の人選においてどのような考え方の判事が選ばれるかによって最高裁判所の判決も影響をうける場合もある。クリントン大統領は民主党選出であるため、アフーマティブ・アクションを堅持したいとしたのである。したがって、カリフォルニアにとどまらず 1996 年にテキサスでも大学の入学者選抜で人種を考慮することさえ認めないことを明記したため、大統領はこれを覆すように最高裁判所に要請したり、連邦政府補助金を失う恐れがあると教育省から圧力をかけたりしたこともあったが、これは実らなかった。

カリフォルニア州、テキサス州の動きは 2 州にとどまらず、全国に拡大していった。例えばコロラド州ではマイノリティ優遇策の縮小を検討し、ペンシルバニア州やアリゾナ州では従来のアフーマティブ・アクションによる入学者選抜は違法であるという判断をするようになる。しかし、同時に学生の多様性を実現するための方法も模索された。こうして試行錯誤が行われているうちに、あらたな挑戦状がミシガン大学に対して提示されたのである。

### (3) グラッター vs ボリンジャー (ミシガン大学) 裁判 (2003 年)

バーバラ・グラッター (Barbara Grutter) は 1996 年にミシガン州立大学法科大学院に入学したところ入学が認められず訴訟にもちこんだ。対するボリンジャー (Lee Bollinger) は 1996 年から 2002 年にわたってミシガン大学の学長の地位にあった。グラッターの背景は次のとおりである。

バーバラ・グラッター

- ・白人女性、1996 年 43 歳のときに入学したが不合格
- ・GPA は 4.0 満点のうち 3.8 点、LSAT は 161 点と好成绩

それに対して被告のミシガン州立大学が当時どの

ような基準で入学者選抜を行っていたかについてみると以下の通りとなる。

- ・学部で在学した大学のレベルと履修科目、GPA および LSAT の点数
- ・推薦状と自己申告書にみられる熱意
- ・大学の多様性への貢献の仕方についてエッセイ

グラッターの主張は自分自身が白人であるために修正第 14 条と公民権法の第 6 編に定められた「平等」が侵され差別を受けているというものであった。また、ミシガン州立大学法科大学院は多様性の中でもとくに人種を主要な要因として扱っていることも、グラッターが不合格になる要因となっていると主張もした。それに対して、地方裁判所は確かに白人がマイノリティよりも不利となっていることを認め、人種を入学者選抜要素とすることは違憲であるという判決を下した。しかしその後の控訴裁判所ではその判断が覆され、アフーマティブ・アクションを入学者選抜にとりいれることを合憲とした。それを受けてこの問題がバッキー裁判以来はじめて合衆国最高裁判所の判断をおおぐことになったのである。

最高裁判所では 2003 年 6 月にアフーマティブ・アクションを支持する判決を 5 対 4 で下した。入学者の多様性が達成されることは大学にとって教育的意義が深く、そのために人種に注意を払って入学者選抜をすることは修正第 14 条ならびに公民権法第 6 編によって禁じられてはいないとした。9 名の判事のうち 4 対 4 と同票になるなかで判決を決定したのはオコーナー (Sandra Day O'Connor) 判事であった。判決趣旨では、25 年前にバッキー裁判で示したパウエル判事の考えも引用している。すなわち高等教育機関はその教育課程において学生が多様な人々とともに学び生きることとおして将来実社会で指導的役割を果たす人材を育成することが重要であることを指摘している。そのためには多面的に十分に考慮したうえで優遇措置を実施しなければならない。ただ機械的に特定のグループを有利に遇するのではなく、バッキー時代よりももっと繊細に多方面に目配りをして運用することを求める時代となっているのである。

## 5. マイノリティへのインパクト

平等を求めて法律を制定し、試行錯誤しながら制度を作り、意見の違いを裁判をとおして調整し、マイノリティの高等教育機関への入学機会を確保するために、アメリカでは上述のような道のりを歩んできた。では、実際にどれだけのインパクトを与えてきたのであろうか。本当にマイノリティの大学入学者増につながったのだろうか。

調査(Brown & Bok)<sup>10</sup>によれば、アファーマティブ・アクションが実施され、バックキー判決で人種に配慮することが認められた1970年代には黒人の大学入学者、卒業者も増加した。優遇策のおかげで入学した黒人学生も十分大学で勉学するだけの実力は備えていた。卒業後も専門職、管理職に多くが就いた。マイノリティ学生が入学し、学内でともに学びあうことは双方にとってよい経験になったといわれる。

しかし、アファーマティブ・アクションが禁止されると、カリフォルニア州では黒人をはじめとするマイノリティの志願者、入学者の減少は顕著となる。ネイティブ系、ヒスパニック系を含むマイノリティの合格者は1997年の25.3%から1998年には11%に減った。このような現象は特にバークレイ校やUCLAのような上位校において顕著であった。例えばUCLAではマイノリティの合格者は1997年に21.2%であったのが、アファーマティブ・アクション禁止後の1998年には13.5%と激減した。その減少を取り戻す努力がなされた結果、2003年には16.9%に回復している<sup>11</sup>。

上位大学ではアファーマティブ・アクション禁止の影響が顕著に現れたが、その一方で、カリフォルニア州立大学システムの中では下位に位置づけられるキャンパス(リバーサイド校、アービング校、サンタバーバラ校等)ではむしろマイノリティ学生が増加している。ここでは、1997年には20.6%であったマイノリティの合格者が2003年には26.9%になっているのである<sup>12</sup>。

## 6. おわりに

アファーマティブ・アクションについては賛否両論がある中で、これが平等を定める憲法および公民権法に照らして違法か合法かについて裁判所で幾度も争われた。アラン・バックキーの訴えに対し、1978年には最高裁判所はこれが合憲ではあるがクオータを定めることには異を唱えた。その後は主にこの判決を軸に、各高等教育機関ではアファーマティブ・アクションを実践し、多くの大学で黒人をはじめとするマイノリティの入学者が増加したのである。

その後もくすぶっていた不満が表面化したのが1992年、ホップウッドがテキサス州に対しておこした訴訟である。それに対して1996年、合衆国最高裁判所は審理を拒否したが、控訴裁判所の判決では人種を考慮に入れた入学者選抜は行えない、すなわち「バックキー判決は無効」としたのである。この時期からカリフォルニアをはじめとする多くの州でアファーマティブ・アクション廃止の動きが出る。それによって黒人をはじめとするマイノリティの大学入学者は特に上位大学で顕著に減少したが、他方で下位大学では増加した。

21世紀にかけて論争は続き、1996年にはグラッターがミシガン大学を訴えた。これに対して地方裁判所はアファーマティブ・アクションは違憲であると判決を下したが、続く控訴裁判所ではこの判決が覆されてアファーマティブ・アクションは合憲とした。このように揺れ続ける判断を受けて、合衆国最高裁判所ではバックキー判決以来25年を経た2003年6月にアファーマティブ・アクションがなお合憲であるという判断を下したのである。もっとも、機械的に特定の人種・グループの利益にのみ着目して人数枠を割り当てたり、点数を上乗せしたりするのではなく、様々な要素を考慮して選抜を行い、各々の高等教育機関が求める人材育成が可能になるような、社会の多様性を十分に反映できる教育環境をつくるための運営方法を求めている。確かに黒人大統領誕生は21世紀の一大ニュースではあるが、判決の最後でオコーナー判事が希望的に述べているように、「これ

<sup>10</sup> William G. Brown and Derek Bok, *The Shape of the River: Long-Term Consequences of Considering Race in College and University Admissions*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1998.

<sup>11</sup> J. Edward Kellough, *Understanding Affirmative Action*, Washington, D.C.: Georgetown University Press, 2006, p. 142.

<sup>12</sup> *Ibid.*

から 25 年後にはアメリカがアフーマティブ・アクションを必要としない<sup>13</sup> かどうかについては、なお議論の余地がある。

#### 参考文献

- 今村令子『永遠の「双子の目標」—多文化共生の社会と教育—』東信堂、1990 年
- 大下尚一、有賀貞、志屯晃佑、平野孝編『史料が語るアメリカ』有斐閣、2001 年
- 上坂昇『増補アメリカ黒人のジレンマ—「逆差別」という新しい人種関係—』明石書店、1992 年
- 杉淵忠基『アフリカ系はアメリカ人か—植民地時代から現代まで—』大学教育出版、2005 年
- 吉野孝、前嶋和弘編著『2008 年アメリカ大統領選挙—オバマの当選は何を意味するのか—』東信堂、2009 年
- ワイズ、ティム著、上坂昇訳『オバマを拒絶するアメリカ』明石書店、2010 年
- Anderson, Terry H., *The Pursuit of Fairness: A History of Affirmative Action*, Oxford University Press, 2004
- Bowen, William G. & Derek Bok, *The Shape of the River; Long-term Consequences of Considering Race in College and University Admissions*, Princeton University Press, 1998
- Bowen, William G., Martin A. Kurzweil & Eugene M. Tobin, *Equity and Excellence in American Higher Education*, University of Virginia Press, 2005
- Bowen, William G., Matthew M. Chingos & Michael S. McPherson, *Crossing the Finish Line: Completing College at America's Public Universities*, Princeton University Press, 2009
- Burrage, Michael & Martin Trow, *Twentieth Century Higher Education*, Johns Hopkins University Press, 2010
- Crosby, Faye J., *Affirmative Action is Dead; Long Live Affirmative Action*, Yale University Press, 2004
- Espenshade, Thomas J. & Alexandria Walton Radford, *No Longer Separate, Not Yet Equal: Race and Class in Elite College Admission and Campus Life*,

- Princeton University Press, 2009
- Garcia, Mildred, ed., *Affirmative Action's Testament of Hope: Strategies for a New Era in Higher Education*, State University of New York Press, 1997
- Kauffman, Albert H. & Roger Gonzalez, "The Hopwood Case: What It Says and What It Doesn't," Mildred Garcia, ed., *Affirmative Action's Testament of Hope*, State University of New York Press, 1997
- Kellough, J. Edward, *Understanding Affirmative Action: Politics, Discrimination, and the Search for Justice*, Georgetown University Press, 2006
- Lindsay, Beberly & Manuel J. Justiz, ed., *The Quest for Equity in Higher Education Toward New Paradigms in an Evolving Affirmative Action Era*, State University of New York Press, 2001
- Lowe, Eugene Y., Jr., ed., *Promise and Dilemma: Perspectives on Racial Diversity and Higher Education*, Princeton University Press, 1999
- Moore, Jamillah, *Race and College Admissions: A Case for Affirmative Action*, McFarland & Company, Ind., Publishers, 2004
- New York Times*, July 21, 1995
- Orfield, Gary, ed., *Diversity Challenged: Evidence on the Impact of Affirmative Action*, Harvard Education Publishing Group, 2001
- Perry, Barbara A., *The Michigan Affirmative Action Cases*, University Press of Kansas, 2007
- Rai, Kul B. & John W. Critzer, *Affirmative Action and the University: Race, Ethnicity, and Gender in Higher Education Employment*, University of Nebraska Press, 2000
- Robinson, Jo Ann Ooiman, ed., *Affirmative Action: A Documentary History*, Greenwood Press, 2001
- Sternberg, Robert, *College Admissions for the 21st Century*, Harvard University Press, 2010
- Sugrue, Thomas J., *Not Even Past: Barack Obama and the Burden of Race*, Princeton University Press, 2010

<sup>13</sup> 杉淵忠基『アフリカ系はアメリカ人か』大学教育出版、2005 年、p. 311。